

第9期整備分 地域密着型サービス整備事業者公募の質問に関する回答

No.	質 問	回 答
1	候補地が農地の場合、農地転用を行う必要があるが、2/20時点では農地転用の手続き前だがよいか。また、提出書類の中に記載は必要か。	その場合は、事業開始時期に合わせて農地転用手続きを進めていただくこととなります。提出書類の記載については、様式6「3. 土地の状況」欄内の「農地転用許可」欄へ記載してください。
2	目安が良いが、農地転用と社会福祉法人申請にかかる期間はどの程度とみればよいか。わかれば教えていただきたい。 実施スケジュールでは、令和8年3月までに施設整備完了となっているが、農地転用や社会福祉法人申請に時間がかかると見込まれるため、施設設備完了から遅れる可能性があるが、その場合の対応はどのようにすればよいか。	農地転用許可に係る必要な期間については、許可を行う機関へお問い合わせいただきご確認ください。また、社会福祉法人の認可に関して申請内容によりかかる期間は異なるため、具体的な期間はお答えいたしかねます。 農地転用や社会福祉法人申請にかかる想定の間を見込んだうえで施設整備を行い、第9期中（令和8年度末まで）に事業開始ができるように計画してください。
3	現在法人格を有しておらず、新たな法人を設立したいと考えているが、その場合も認められるか。	指定申請及び事業開始までに法人格を有することを条件として認めます。